

原議保存期間1年  
(平成25年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿  
(参考送付先)  
庁 内 各 局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長

警察庁丙刑企発第1号、丙捜一発第2号  
丙公発第1号、丙備発第1号  
平成24年1月6日  
警察庁刑事局長  
警察庁警備局長

#### 警察庁指定特別手配被疑者等に関する追跡捜査の強化等について

先般、警視庁が、管内の警察署に出頭してきたオウム真理教関係警察庁指定特別手配被疑者（以下「オウム真理教関係特別手配被疑者」という。）である平田信を逮捕したが、同被疑者は、警察署への出頭に先立ち、警視庁本部に出頭したところ、いたずらとして処理されるという不適切な取扱いがなされたことが判明した。

被疑者を検挙し、事案の全容を解明することは、警察に与えられた重要な責務であり、これを迅速・的確に行うことは、国民の警察に対する信頼の確保に大きく資するものである。

各位にあっては、このことを十分認識した上で、下記に留意し、引き続き、オウム真理教関係特別手配被疑者及び警察庁指定重要指名手配被疑者（以下「重要指名手配被疑者等」という。）の早期検挙等に全力を挙げられたい。

#### 記

#### 1 全職員に対する重要指名手配被疑者等に関する情報の周知徹底

警察職員は、様々な活動を通じて、重要指名手配被疑者等と遭遇する可能性を有していることから、そのような機会に手配被疑者を見逃すことがないように、追跡捜査担当部門だけでなく全部門の職員が重要指名手配被疑者等に関する情報について十分認識しておく必要がある。

各位にあっては、携帯手配書等を有効に活用し、手配被疑者の人定、風貌、身体特徴等を全職員に周知徹底するとともに、定期的に手配情報に関する部内教養を実施するなどして、全職員に最新の手配情報を再度周知させること。

特に、いまだ逃亡中のオウム真理教関係特別手配被疑者である高橋克也及び菊地直子については、手配事実である地下鉄サリン事件の発生後、約17年が経過しており、警察職員の中にも本事件後に採用された者も多くなっていることから、この機会に改めて教養の機会を設けるなどして、事件概要、手配被疑者の特徴、検挙に向けた情報等の周知徹底を図ること。

#### 2 重要指名手配被疑者等の出頭時等における的確な対応

昭和47年に警察庁指定被疑者特別手配の制度を創設して以降、現在まで51

人の被疑者を指定し、これまで、今回逮捕した平田信を含め45人を逮捕しているが、このうち、平田を含む8人は手配被疑者本人が警察に出頭してきたものである。また、昨年10月、11月の2か月間で実施した指名手配被疑者捜査強化月間において逮捕した手配被疑者589人のうち、37人は手配被疑者本人が警察に出頭してきたものである。

各位にあつては、重要指名手配被疑者等が自ら出頭することなどあり得ないとの先入観を捨て、常に緊張感を持って各種業務に当たるよう、部下職員を指導すること。

また、特に、庁舎警戒、受付業務等に当たる職員に対しては、担当業務ごとに、手配被疑者を名乗る者や手配被疑者に似た者を発見した際の具体的な対応要領を作成して、その内容を職員に周知することにより、これらの職員が単独で判断して不適切な対応がなされないよう徹底すること。

### 3 重要指名手配被疑者等に係る追跡捜査の徹底

各都道府県警察にあつては、指名手配被疑者捜査強化月間等において追跡捜査体制を強化するなど重要指名手配被疑者等の検挙活動を行っているが、こうした活動にもかかわらず、長期間未検挙の被疑者が相当数存在することから、手配被疑者は国外に逃亡したのではないか、既にどこかで死亡しているのではないかといった思いが生じ、追跡捜査が表面的・形式的なものとなることが懸念される。

各位にあつては、今回、平田信が約1.7年間にわたり逃亡を続けていたという事実を真摯に受け止め、重要指名手配被疑者等は必ず国内のどこかに潜伏しているとの認識を持って、手配被疑者の検挙に向け、組織を挙げた取組を行うこと。特に、残るオウム真理教関係特別手配被疑者である高橋克也及び菊地直子の追跡捜査については、刑事部門と警備部門は連携を強化し、情報収集等に全力を挙げること。